

せたもので、その奥書には『斯一卷、上乘院

新宮下河原殿爲可有御清書、中書事尊命之間、

應令而如形沙汰進上畢。大永七季夏四月六

日。』として、その次に『同皇月中天彼宮御清

書之一卷奉校之畢。墨蹟併有入木之家風。尤

奇妙々々也矣。五更老儒管和長。』とある。上

乘院新宮は後柏原天皇の皇子、後奈良天皇の

皇弟で、紹運録に『僧道喜、上乘院。母掌侍

繼子、入道中納言永繼女。』とあるもの。管和

長は東坊城長清の子、文章博士正二位大内記

權大納言となつた人で、享祿二年七十歳で薨

じてゐる。和長は能筆であつたから、大永七

年之を書して上乘院の臨本に供したといふの

であり、大永神書の名も亦これから起つたの

である。但しその原名が、白山大神宮託宣記

若しくは白山託宣記であつたことは、言繼卿

記大永七年四月十八日及び八月十五日に載せ

られて、山科言繼がそれを下河原門跡に齎し

たと記してゐるので知られ、その記事こそ和

長の中書を言繼が取次いだことを述べたもの

と見られる。

ダイエイホツクシユウ 題英發句集 春夏

秋冬の發句を各一冊として、梅室の選んだも

のである。嘉永四年是々窟釣立の序があり、

卷末に國別にした名録が附せられてゐる。

ダイエン 大圓 鹿島郡池崎眞宗西派安淨

寺の僧。大會堂と號し、三業派の巨匠であつ

た。享和二年十二月廿五日八十五歳を以て寂。

ダイエンジ 大圓寺 金澤野田寺町に在つ

年今の地に造營成就したとある。

ダイエンゼンユウ 大圓禪雄 加賀の人。

曹洞宗の僧。初め空宗を學び、後禪林寺の普

濟善教に師事して侍司となり、善教の永澤寺

に遷るに従ひ、鑑寺を掌り、尋いで首座とな

り、また總持寺に出世し、應永十九年越前龍

泉寺主となり、遂に能登に曹龍寺を創立して

その開山となつた。

ダイオウイン 大應院 加賀藩主第七代前

田宗辰の法號。詳しくは大應院梅關雪峰大居

士。

ダイオウコウオヤワ 大應公御夜話 大應

公前田宗辰は、その世子であつた間に、寛保

二年九月から三年三月までと、延享元年六月

から二年三月までと二回歸國したが、その間

軍學講釋の任に當つたのが有澤惣藏で、侯の

直話に接する機会が多かつたが、二年七月襲

職して三年十二月卒去したから、惣藏は翌四

年春その記憶すること十五條を記したのが本

書である。

ダイオウコウネブ 大應公年譜 一冊。

前田宗辰が享保十年誕生してから、延享三年

十二月卒去に至る間の記録である。

ダイオウジ 大王寺 能美郡粟津に在つて、

眞言宗に屬する。當寺の由來書に、開基は知

れぬが、延享中願成寺來賢法印の弟子來順再

興し、後來順は能登七尾中居の醫王院に轉じ、

那谷寺來榮の弟子本瑞が之に代つたとある。

大王寺は俗に粟津の薬師といはれる。

大居士。

タイカクコウセツ 大學講説 一冊。中島

尚著。著者は、大學が聖王治世の要道たるに

拘らず、後世の儒者多く誤り解することを憂

へ、曩に大學要解・格心論を編したが、猶そ

の説の及ばざる所を補ふが爲に、この書を爲

したといふ。寛政三年の自序がある。

ダイカクジ 大學寺 鹿島郡笠師に在つて、

曹洞宗に屬する。慶長十年見外智典之を建て、

その師惠眼寺良山周悅を仰いで開山とした。

タイカクシヨウクコウギ 大學章句講義

二冊。寛保三年正月から二月に至る間に、大

地昌言が藩侯前田吉徳に大學を進講した際、

講辯に便するが爲に記したるもの。同年三月

の自序が附せられてゐる。

ダイガサキ 臺ヶ崎 鹿島郡瀬嵐の部落か

ら東方に在る岬。

ダイカン 代官 加賀藩で代官といふたの

は、藩の收納する租米を検査納せしめる職

で、初は専ら士分を以て之に任じたが、改作

法施行の際、承應三年八月試みに十村石川郡

御供田の勘四郎及び河北郡大熊の兵右衛門に

代官を命じ、萬治二年全領殆ど十村代官とな

り、新田裁許・山廻も亦之に任ずることにな

つた。十村以下代官となるものは改作奉行が

之を定め、代官割所から代官帳を交附せられ

る。代官帳一冊に記する所は收納米五百石と

いふが、實は正米三百三十石であつた。藩の

法、定納一石に口米一斗一升二合を徴し、そ

収入は六石四斗餘であつた。而して無組御扶

持人十村・同並に代官帳五冊、御扶持人十村・

同並に四冊、平十村及び裁許の組を有する平

十村並は三冊、新田裁許と山廻とは二冊を受

けた。然るに文政四年十村を廢して惣年寄・

年寄並等を置くや、御郡奉行の直接支配する

所となり、天保八年には再び惣年寄等の管轄

に復したが代官口米を半額に減じ、同十年惣

年寄等が再び十村の名にかへつた後も亦同額

であつた。無組御扶持人十村はこれより以後

といへども最も多額の代官口米を得たが、一

郡を統轄する職であるから、屢御郡所・改作

所等に出頭するを要してその費用多く、且つ

組裁許をしない爲に兼役米を得ることなく、收

入が却つて御扶持人十村よりも劣つたので、

弘化元年無組御扶持人十村に加賀では二十

石、能登・越中では三十石を改作所別除米か

ら支給せられることになつた。代官にして若

し九月晦日以前に命ぜられた時には代官米の

全額、十二月廿日以前ならば半額を給せら

れ、その後の新任には當年の代官米を給せら

れない。代官の職務に關する寛文四年七月附

の心得は、收納職に懸札としてあつた。かく

の如く代官は概して村吏の任ぜられる所であ

るが、尙能美郡御代官・所口御代官・東岩瀬御

代官・新川郡之内御代官の如き侍代官も後世

まで存してゐた。

ダイガンイン 大嚴院 加賀藩祖前田利家

の子修理知好の法號。詳しくは大嚴院有庵宗

無居士。

ダイガンジ 大嚴寺 河北郡上田名に在つ

て、曹洞宗に屬する。もとは金澤堀川に在つ

て、道光山と號した。貞享二年由來書に、當

三

代

中

興

縱

心

岩

時

轉

地

請

ひ

、

元

祿

十

三

代

前

田

利

義

の

法

號